

令和7年度第1回子ども・子育て会議議事録

令和8年2月9日（月）19時～21時
城陽市役所西庁舎4階401・402会議室

- 議事（1）第2期城陽市子ども・子育て支援事業計画の総括について
（2）こども誰でも通園制度について
（3）こども家庭センター充実に伴う健康推進課の移転について

（会 長） 「（1）第2期城陽市子ども・子育て支援事業計画の総括について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

（事務局） <説明>

（会 長） ご質問はありますか。

（委 員） 量の見込みの算出方法は。

（事務局） 量の見込みは、別の部局が出している年齢別の推計人口を用いており、過去数年間の伸び率をかけて算出されたものです。

（委 員） 待機児童は出ていないのですか。

（事務局） 待機児童ゼロを維持できている状況です。

（委 員） 令和8年度の保育所の申込状況はどのようになっていますか。

（事務局） 保育所の申込状況は概ね変わっていません。子どもの数は減っていますが、申込数は横ばいで、令和8年4月の申込も同じような傾向を示しています。子どもの数は減っている中で保育園の申し込みの数が全く変わらないということは、働きに行く女性が増えているか、在宅児や幼稚園に行く人が減って保育園に行くようになっていることが考えられます。

（委 員） ショートステイについて、どのような人が利用するのですか。

(事務局) ショートステイの制度としましては、泊を伴うものになりますので、基本的に短くて1泊2日から最大6泊7日まで利用できるものとなります。ただ、受け入れ先の施設側になかなか空きがないという実態もありまして、結果的に、お母さんから「1泊2日で預けたい」と言われましても、施設側のニーズとなかなか合わなくて預けられないこともあります。

(委員) 令和6年度から府内3か所で実施となっていますが、場所はどのあたりですか。

(事務局) 年齢にもよりますが一番近いところで精華町です。また伏見区に2か所あります。

(委員) どのように周知されていますか。

(事務局) JOY♡KIDS やホームページに掲載しています。

(委員) 施設数も今は府内3か所ということで市内にあればと思いますが、もうちょっと近くにいるのは今後も難しいですか。

(事務局) 極力いろんな施設がないか探してはいますが、近隣市町すべてが同じ施設に委託することになりますので、なかなか事業所がありません。

(委員) 「周産期医療の体制確保」で、新規に「産婦人科」という名前で開業されるか、「婦人科」という名前で開業されるか、「産婦人科」と名前がついていても妊婦健診まではされるけどお産は取り扱われないというのが圧倒的に多いです。そのようななかで、「周産期」と書いてしまうとお産してそのあとまで診ないといけない。その体制を結果として出すとなると、厳しい言い方ですけど、できていないに等しいのではないかと思います。近々1件、産婦人科が開業されますが、妊婦健診止まりです。城陽市内に、お産ができる施設がないのであれば、周産期までいかななくても妊婦さんの健診であればできるとか目標を定めないと、いつまでも達成できない課題じゃないかと思います。実際に京都市内でもずっとNICU新生児の集中治療をやっていたところが、少子化とリスクが高いということでやめられてる。そんななかで、新たに作るというのは至難の業なので、もうちょっと考えてもいいのかなと思います。

(事務局) 参考にさせていただきます。

(会長) 2番目の議題「こども誰でも通園制度について」の説明をお願いします。

(事務局) <説明>

(会長) これについて何かありましたら挙手をお願いしたいと思います。

(委員) 保育士の確保が難しいというところで、この制度は、保育園側からするという問題もある。市として、保育士確保の対策として補助を出す考えは。

(事務局) ご指摘の通り、本制度は、利用可能時間として10時間という制約があること、公定価格が低いこと、今の保育園の状況では待機児童ギリギリの状態なので保育園で受け入れることが難しいことなど、様々な課題がございます。今のところ、この制度に対して城陽市が単独で補助することや、この制度に係る保育士の不足に対して何らかの措置をする考えはございません。

(委員) 人材の確保が何よりも大事なことですが、これは国の問題です。城陽市として格段の支援をしていかないといけないと思いますが。

(事務局) 毎年、国が公定価格の改定を行いますが、そのなかでもほかの福祉の人材に対する考え方よりは、保育士の公定価格については全国の賃金改定率のなかでも比較的高い改定率を使って公定価格の改定をしています。現時点で本当に困っておられる人材確保については、公立も民間も同じですが、意識はしています。引き続き意見を聞きながら、前向きに考えていきたいと思っています。

(委員) 城陽市内のどこの事業所もやりたいと手をあげなかった場合、通園できないということですか。

(事務局) そういうことになります。

(委員) 市のほうから各園に「こども誰でも通園制度をやってください」とアプローチすることはしないのですか。

(事務局) ニーズが見えない状況で事業所に対し積極的にお願いする予定はありません。

(委員) 他市の園に通うことは可能ですか。

(事務局) 可能です。

(委員) 希望者がいた場合、認可されていなくても受け入れないといけないということですか。

(事務局) 認可をされていない施設は受け入れできません。また施設が認可を受けていても受け入れができないこともあります。例えば、幼稚園で0歳の子を預かることは難しいと思いますし、保育園でも保育士が不足して受け入れられないということが想定されます。

(委員) 市民周知はされますか。

(事務局) 3月に条例を出しますが、具体的なスキームについては、決まり次第、市民に周知しようと考えています。

(副会長) 論議の中で子どもの姿が見えてこないというのが気になっています。こども誰でも通園制度を利用して園に行ったが子どもが泣いて終わったでは話になりません。子どもがその時間行って幸せな時間を過ごして帰ってくるということが担保される必要があると思います。それなくして、制度ありきで制度活用するが子どもは泣きっぱなしで傍から見てかわいそうと思われるような制度ならやめた方がいいと思いますので、しっかり検討しながら進めていただけたらと思います。

(事務局) この制度によって本来の保育園や幼稚園の姿が変わってしまうということがあってはならないと思います。一方で困っている家庭とそのお子さんを助けるために保育園や幼稚園を使うべきなのか考えると、疑問に感じます。同じような意識は持っておりますので、今後制度の成り行きを見ながら、親と子どもにとって、また保育園や幼稚園にとって良い形、いま通っているお子さんに迷惑をかけない形ということを念頭に置きながら、制度を見守っていきたいと考えております。

(会長) 個々の自治体にはそれぞれの事情があるように、余裕型は入れるけど、一般型には入れない状況で、国はそれを承知で制度を下してきた。だから、それぞれの自治体でどうするのかっていうのは、よく考えなければいけない。いろんなところにお邪魔しながら、話を聞いていると、自治体ごとに困っているみたいです。例えば、地域によっては母子通園的な発想のところもあります。子育てができないお母さん、親、彼らを保育園で対応しましょうということです。そういう発想を持っている自治体も京都府内にあります。スタイルはそれぞれ事業者が考えるということになってくると思います。委員も言われたように、保育士不足の状況ではできないという感想を持っています。城陽市は親子通園を推奨しますか。

(事務局) 京都府が親子通園という制度を維持されるのであれば、おそらくそういう形の運用もあると思いますが、現在のところ、府から市に対してのアナウンスはありません。

(会長) では、子ども・子育て支援事業計画を変更することでよろしいでしょうか。

(会長) では、進めていただいたら結構です。

次の議題ですが、こども家庭センター充実に伴う健康推進課の移転について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) <説明>

(会長) これについて何かありましたら挙手をお願いしたいと思います。

(質問者がなく) 本日の議題は以上でございます。

以上